

人間ドック助成のお知らせ

町では、町内に住所を有する国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者を対象に、生活習慣病などの疾病の早期発見・早期治療を図り、健康の保持・増進に役立ててもらうため、人間ドックの受診費用に対する助成を行います。詳しい内容は以下のとおりです。

事業名	国民健康保険 人間ドック	後期高齢者医療 人間ドック
対象者	30歳以上75歳未満の国民健康保険加入者 ※国民健康保険税を完納している世帯のみ	後期高齢者医療制度加入者 ※保険料を完納している方のみ
ドックの種類	① 1日ドック ② 2日ドック	
助成金額	一律 25,000円 ※受診日当日、料金から助成金(25,000円)を差し引いた額を、医療機関に支払ってください。	
助成定員	80人	15人
受付期間	平成29年4月4日(火)～平成30年1月31日(水) ※定員になり次第締め切ります。	
受診できる医療機関	今庄診療所、笠原病院、中村病院、林病院、福井県済生会病院、福井赤十字病院 (医療機関によっては受診できないドックや、受診期間が決まっている場合があります。詳しくは医療機関に直接お問い合わせください。)	
申込方法	1 役場窓口で定員残数を確認後、医療機関で受診希望日を予約してください。 2 次のものを持って役場窓口にお申し込みください。	
	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 国民健康保険被保険者証 マイナンバーカード または 通知カード + 運転免許証等 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 後期高齢者医療被保険者証 マイナンバーカード または 通知カード + 運転免許証等
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診との併用(二重受診)はできません。 検査項目すべてを受診してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康診査との併用(二重受診)はできません。 検査項目すべてを受診してください。

■申込み・問合せ 町民税務課 ☎ 47-8015 今庄総合事務所 ☎ 45-1111 河野総合事務所 ☎ 48-2111

平成29年4月1日から

後期高齢者医療保険料の軽減変更について

1 <参考>

保険料の出し方

$$\text{保険料} = \frac{\text{所得割 (所得に応じた負担)}}{\text{賦課のもととなる所得} \times 7.9\%} + \frac{\text{均等割 (定額負担)}}{43,700 \text{円}}$$

所得に応じた軽減があります

* 賦課のもととなる所得とは、総所得から基礎控除33万円を引いたもの

2 所得割の軽減の変更について

【対象者】 賦課のもととなる所得が58万円以下(年金収入211万円以下)の方

【変更点】 軽減割合が、これまでの**5割**から**2割**へ変更されます。

3 均等割の軽減の変更について

対象者	世帯の総所得が33万円以下で世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他所得なし)の方	世帯の総所得が33万円以下の方	世帯の総所得が[33万円 + (*)27万円 × 世帯の被保険者数]以下の方	世帯の総所得が[33万円 + (*)49万円 × 世帯の被保険者数]以下の方
軽減割合	9割	8.5割	5割	2割
均等割年額	4,300円	6,500円	21,800円	34,900円
変更点	これまでと同じです	これまでと同じです	(*)26.5万円 → 27万円に対象者枠が拡大します	(*)48万円 → 49万円に対象者枠が拡大します

4 被扶養者軽減の変更について

【対象者】 全国健保協会(協会けんぽ)、健保組合、共済組合等の被扶養者だった方(国保、国保組合は含まれません)

【変更点】 均等割の軽減割合が、これまでの**9割**から**7割**へ変更されます。

(☉の表で均等割の軽減割合が9割または8.5割に該当する方は、均等割の軽減割合は7割でなく、9割または8.5割となります。所得割はこれまでどおりかかりません。)

■問合せ 町民税務課 ☎ 47-8015